

**「なくそう犯罪」滋賀安全  
なまちづくり条例を改正し、  
一戸建て住宅の防犯指針を  
策定しました！**



滋賀県

# 一戸建て住宅の防犯対策のポイント

## 1 敷地内

### 動線および外構の計画

- プライバシーに配慮し、できる限り周囲からの見通しを確保
- 侵入者を防止し、発見しやすくなるよう配慮



### 駐車場・駐輪場

- 周囲からの見通しが確保された位置に配置
- 住宅への侵入の足場とならない構造・位置
- センサーライト等の照明設備の設置

### その他

- 夜間の見通しを確保するために照明設備等を設置
- 物置等は、住宅への侵入の足場や死角とならないよう配置
- 塀等の内側等に警報装置の設置や音の出やすい砂利等を敷く

### 塀・フェンス・垣等

- 物理的、心理的に侵入しにくい構造
- 周囲からの死角の原因、見通しの妨げや侵入の足場とならない構造・形態
- 門扉には門灯および施錠可能な構造
- 植栽は、見通しの妨げや住宅への侵入の足場とならない配置および繁茂の状況に配慮

## 2 住宅部分

### バルコニー

- 車庫、物置、縦樋等を足場にした侵入の困難な位置に配置
- 手すり、プライバシーと落下の防止および見通しが確保された構造

### ピンポン

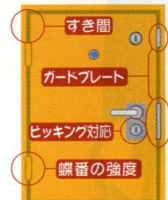


### 窓

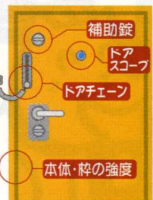
- 防犯建物部品等とし、補助錠、面格子を設置



### 外側



### 内側



### 玄関扉・勝手口扉

- 扉、錠、明かり取りガラスは、防犯建物部品等とする
- 郵便受けは、サムターン回し等の侵入手口を防止する構造とし、内蓋を設置
- 照明設備、ドアスコープ、ドアチェーン、インターホン等を設置

※この指針は、県民や事業者のみなさんに義務を負わせたり、規制を課すものではなく、自発的な防犯対策を促すものです。

住宅に関する防犯上の指針は、滋賀県ホームページ  
<http://www.pref.shiga.jp/c/anzen/sisin/index.html>  
 に掲載しています。